資格停止措置について

1. 資格停止措置業者 株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ

2. 資格停止措置の期間 令和5年1月31日から令和5年4月30日まで

3. 資格停止措置の理由

当該事業者の代表役員等(元代表取締役社長)が、令和元年11月~令和4年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕されたことは、「独立行政法人環境再生保全機構における競争契約参加停止の措置に関する達」の別表措置基準の措置要件6(贈賄)に準ずる行為であり、発注の契約の相手方として不適当であると認められることから、同措置要件15(その他)に該当する。